

令和5年2月

紙・電子媒体資料統合提供調査(令和元-4年度)報告の概要

大阪府立図書館

紙・電子媒体資料統合提供調査チーム

調査の
目的商用データベースや電子媒体資料と
紙媒体資料の効果的な提供方法の提案

事前調査の結果、次の5つの項目について最新情報を収集することとした。

1. 電子書籍貸出サービス
2. 読書バリアフリーの観点からみた電子書籍
3. 電子ジャーナルおよびオープンアクセス
4. デジタルアーカイブ
5. ウェブスケールディスカバリー

3. 電子ジャーナルおよびオープンアクセス(OA)

専門的な電子ジャーナルの価格が高騰する中で、OAは公共図書館でも活用可能である。一般雑誌については電子書籍貸出サービスのプラットフォームを經由して、公共図書館向け電子雑誌の提供が始まっている。

<提案> 専門的な電子ジャーナルの導入は困難であるが、OAに関する情報収集は必須とし、当館で収集している紙媒体雑誌と重複があるものについて、収集・保存・提供に関する一定の基準を設けるべく検討する。

1. 電子書籍貸出サービス

新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2年頃から全国的に導入館が増加。大阪府域では令和4年8月時点で21自治体(49%)が導入し、全国的にもトップクラスの導入率となった。非来館で物理的接触がなく利用でき、収納スペースを必要としない等の利点と、費用面、永続性、タイトル数、アクセシビリティに関する課題が明らかになった。

<提案> 今後も情報収集を継続し、府域図書館との情報共有に努める。

4. デジタルアーカイブ

国内で整備が進んでおり、都道府県単位の自治体ぐるみの取組みが成果を挙げている。

<提案> 劣化する希少資料を未来へ引き継ぐための電子化は緊急性が非常に高い。当館においても従来行ってきた貴重資料の電子化に加え、劣化資料の電子化を検討することは必要である。

2. 読書バリアフリーの観点からみた電子書籍

令和元年の読書バリアフリー法施行を受け、大阪府では令和3年に読書バリアフリー計画を策定した。公共図書館における特定電子書籍の製作・提供が伸び悩む中、民間事業者による電子書籍貸出サービスの環境整備も必要であり、法を背景として検討が進みつつある。

<提案> 引き続き特定電子書籍の製作・提供に注力し、府域図書館に対し研修等を通じて、「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス」や「サピエ」等に関する情報提供に努め、府域全体のサービス向上に注力していく。

5. ウェブスケールディスカバリー

図書館が提供する様々な情報資源を同一の検索窓で一度に検索し、利用者の発見につなげることができ、「商用データベースや電子媒体資料と紙媒体資料の効果的な提供」において基盤となりうるサービスである。

<提案> 国内の公共図書館での導入状況や、技術面での進捗について引き続き情報収集を行い、将来的な導入を模索していくものとする。

蔵書構築における紙媒体資料と電子媒体資料の取扱いについて

当館は大阪府域における資料保存の役割を担っており、資料を良好な状態で永続的に保持しながら府民の利用に供していくためには、紙と電子、両方の媒体で所蔵し、その時々にも最適した形で提供することが望ましい。

電子化を進めるにあたっては、従来貴重書や特殊コレクションを中心に行ってきたが、劣化した所蔵資料の電子化による閲覧提供の担保こそ、緊急性が非常に高い。

<提案> 既存資料の電子化と電子媒体資料の収集の、当館における優先順位

1. 当館でのみ所蔵している劣化資料の電子化
2. 閲覧による傷みを最小限に抑えたい貴重資料の電子化
3. 電子媒体でのみ公表されている資料の収集
4. 紙媒体でも公表されているが、未所蔵である電子媒体資料の収集
5. 紙媒体でも公表されており、既に所蔵がある電子媒体資料の収集